

ショートステイマザーズガーデン（介護予防短期入所生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人マーナーオークガーデンズが開設するショートステイマザーズガーデン（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業員が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 管理者や従業員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名 称 ショートステイマザーズガーデン
- 2 所在地 千葉県柏市布施1113番2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職務内容は、次の通りとする。

- 1 医師 1名以上
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 2 生活相談員 常勤換算方法で1名以上
利用者の生活相談処遇の企画や実施等を行う。
- 3 介護職員、看護職員 常勤換算で4名以上
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
看護職員は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 4 栄養士 1名以上
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- 5 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 6 調理員その他の従事者 実情に応じた適当数
- 7 管理者 常勤で1名
事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、次の通りとする。ただし空床型の場合は別途とする。

- 一. ユニット数 1ユニット
- 二. ユニットの利用定員 10名

（介護予防短期入所生活介護事業の内容）

第6条 介護にあたっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 一週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、又は清しきをを行う。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時1名以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業員以外の者による介護を受けさせない。
- 8 入退所時に利用者の居宅（自宅）から事業所までの間において、車両による送迎を行う。

（食事の提供）

第7条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
- 3 食事の時間はおおむね以下の通りとする。
（1）朝食 7時30分
（2）昼食 12時00分
（3）夕食 17時30分

（機能訓練）

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

（その他のサービスの提供）

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

（利用料その他の費用の額）

第10条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、被保険者証及び負担割合証による自己負担分の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
一. 居住費 （1日あたり 3,200円）

二. 食 費 （1日あたり 2,200円）

三. 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

四. 理美容代

五. 前各号に掲げるもののほか、日常生活のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

但し、一、二については、利用者が保険者より介護保険（特定）負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示した場合、提示した日に属する月の初日から、当該認定証に記載されている居住費及び食費の負担限度額とする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得ることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域は、柏市、我孫子市の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第12条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を履行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時における対応方法）

第13条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二. 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 四. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を見つけた場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（掲示）

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

（勤務体制の確保）

第17条 利用者に対して、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

2 介護予防短期入所生活介護従業者等の質向上を図るため研修の機会を次の通り設ける。

- 一. 採用時研修 採用後1か月以内
- 二. 継続研修 年2回以上

（衛生管理）

第18条 介護予防短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

（相談・苦情処理）

第19条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（事故発生時の対応）

第20条 事業所は、サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての留意事項）

第21条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人マーナーオークガーデンズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成19年 2月 1日に改定し同日より施行する。

3. この規程は、平成21年 1月16日に改定し同日より施行する。
4. この規程は、平成21年 5月 1日に改定し同日より施行する。
5. この規程は、平成27年 4月 1日に改定し同日より施行する。(介護報酬改定に伴う料金の変更のみ)
6. この規程は、平成28年 5月 1日に改定し同日より施行する。
7. この規程は、令和 3年 4月 1日に改定し同日より施行する。
8. この規程は、令和 4年10月 1日に改定し同日より施行する。
9. この規程は、令和 5年 1月16日に改定し同日より施行する。

